平成２１年（フ）第４３３号
千葉県市川市富浜３丁目５番５号
破産者　株式会社創美
1　決定年月日　平成21年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第４３４号
千葉県市川市東菅野５丁目４番15号　バンベール市川103号室、住民票上の住所千葉県市川市原木１丁目３番２号801室
破産者　柳原　和夫
1　決定年月日　平成21年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第４６４号
千葉市中央区亀井町５番９号
破産者　松永商事株式会社
1　決定年月日　平成21年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第４６５号
千葉県市原市菊間2082番地　県営住宅47棟202号
破産者　松永　広志
1　決定年月日　平成21年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第８４１号
千葉県八千代市島田台902番地
破産者　有限会社千要土木
1　決定年月日　平成21年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第８７３号
千葉県船橋市海神１丁目31番31―203号
破産者　水落　　隆
1　決定年月日　平成21年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第４０５５号
大阪市生野区桃谷１丁目１番13号リブコートマキ403号室
破産者　矢倉　義眞
1　決定年月日　平成21年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０３号
愛媛県新居浜市船木甲1257番地の３
破産者　有限会社タック・エンジニアリング
1　決定年月日　平成21年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所西条支部

平成１９年（フ）第１４６１号
千葉県八千代市大和田新田501―11　ソシアグランデ八千代中央Ａ211、開始決定時の住所千葉県いすみ市大原8785番地１
破産者　木嶋　　稔
1　決定年月日　平成21年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第７６５号
千葉市緑区あすみが丘６丁目16番地５
破産者　波多野　治
1　決定年月日　平成21年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第９１３号
千葉市稲毛区宮野木町1068番地
破産者　高橋　正浩
1　決定年月日　平成21年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第３２号
千葉県館山市正木1298番地の１
破産者　峯岸　豊樹
1　決定年月日　平成21年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所館山支部

平成２１年（フ）第９４９号
東京都府中市寿町３丁目10番地の７メゾン藤807
破産者　鈴木　　昇
1　決定年月日　平成21年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第５６７号
神奈川県平塚市四之宮１丁目４番21号
破産者　ＫＫホーム株式会社
1　決定年月日　平成21年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第１９５号
静岡県浜松市中区中島１丁目39番18号
破産者　有限会社戸田商店
1　決定年月日　平成21年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第７１７号
名古屋市熱田区川並町２番22号
破産者　株式会社万豊
1　決定年月日　平成21年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２４４７号
京都府城陽市長池里開33番地
破産者　株式会社城陽水道建設
1　決定年月日　平成21年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３５２号
神戸市灘区浜田町２丁目２番12号
破産者　第二交通株式会社（登記簿上の商号オ二交通株式会社）
1　決定年月日　平成21年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５２３号
兵庫県加古郡稲美町岡2391番地の１
破産者　株式会社西馬タイル工芸
1　決定年月日　平成21年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２０年（フ）第７０６号
最後の住所高知市高須東町９番５号　パストラルＢ201
破産者　亡中村聖司相続財産
1　決定年月日　平成21年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第９１号
秋田県横手市新坂町２番19号
破産者　有限会社高松組
1　決定年月日　平成21年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２１年（フ）第４３４号
東京都八王子市宇津貫町1465番地１
破産者　株式会社天野組
1　決定年月日　平成21年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部